# 重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 高幡不動

TEL: 042-599-3131

# 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ニチイホーム 高幡不動
定員・室数	49 人 - 49 室

### 有料老人ホームの類型・表示事項

類   型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型(自立含む)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員 1 人
介護に関わる職員体制	2.5:1以上

## 1 事業主体

			-													
						法人等	の種別		Ė	営利法	人					
名	名			称	フリカ゛ナ		カフ	゛シキカ゛イシャニ	チイケアハ	<sup>°</sup> レス						
						名 称	称 株式会社ニチイケアパレス									
<b>→</b> 4	トスコ	車 欽:	ii σ	い能ナ	C 44h	〒 1	01-0062									
土./	主たる事務所の所在は				Ė地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地										
連	連絡先			先	電 話	适 話 番 号 03-5834-5200										
建		<b>∓</b> Έ	ī.		兀	ファック	カス番号	03-3253-3142								
ホ	Ţ	ム	~	Ţ	ジ	https://w	ww.nichii−ca	repalace.co.jp								
代	表	者	職	氏	名	役職名	代表取締役	ž	氏名	秋山	幸男					
設	立	年	Ξ.	月	日			昭和3	39年6月22	日						
主	な	事	<b>∓</b>	業	等	有料老人ホーム、高齢者用住宅の経営並びに運営 特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業										

# 事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	ニチイライフケア柴又ヘルパーステーション	葛飾区7-13-8
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	1	ニチイライフケア柴又ナースステーション	葛飾区7-13-8
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	1	ニチイライフケア柴又ナースステーション	葛飾区7-13-8
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス)	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

### 2 事業所概要

		- 11 1 ·					_~ /	-1	_			
名	称	フリカ					ニチイホーム					
		名	称	2222		<u>ニ</u>	チイホー.	ム高幡	不動			
所 在	地	〒	191-	0032								
,						東京都日						
連絡	先		活 番					2-599-				
7/11	<i></i>	ファ:	ックフ	く番号			04	2-599-	3033			
ホームペー	ジ	https:/	/www.	<u>nichii−c</u>	arepal	ace.co.jp						
介護保険事業所番	号					第13	73500618	3号				
管 理 者 職 氏	名	役職	名 ホ-	ーム長	(管理	者)	氏名	美藤	信	吾		
事業開始年月	日					平	成 13 4	羊 4 月	20	日		
届 出 年 月	日					平	成 13 4	羊 2 月	19	日		
届出上の開設年月	日					平	成 13 4	羊 4 月	20	日		
   特定施設入居者生活介	·誰	新規指	定年月	月日(初	1回)	平	成 13	年 5 月	1	日		
17 足爬跃八冶有工作力	哎	指定の	有効期	阴間		令	和 12 4	羊 3 月	31	日ま	で	
介護予防		新規指	定年月	月日(初	1回)	平	成 18	年 4 月	1	日		
特定施設入居者生活介	護	指定の	有効其	阴間		令	和 12 4	羊 3 月	31	日ま	で	
事業所へのアクセ	, セス 京王線「高幡不動」駅より徒歩9分(700m)、 多摩都市モノレール「高幡不動」駅より徒歩7分(550m)											
施設・設備等の状況												
出	Lı	権利	形態	_	_	抵当権	あり					
敷敷料	<u> </u>	面	積	2904.	<b>52</b> m <sup>2</sup>							
		権利	形態	賃貸	貸借	抵当権	あり					
		延床	面積	1719.29 ㎡ うち有料老人ホーム分 1719.29 ㎡								
		竣]	二日			平	成 3 年	5 月	31	日		
建	7	17EE	*/-				地上	3	階	地下	-	階
		階	数	うち有	料老力	(ホーム分	地上	3	階	地下	-	階
		構造	耐	火建築	物	建築物戶	用途区分		1	料老人7	トーム	
		併設加	拉設等	なし	•	(						)
任代出却のカギョ	FÎ	7# ##	乡	契約期間	引	平成13年	₹4月20日	~	,	令和9年	₹4月1	9日
賃貸借契約の概要	Ċ.	建物	,	自動更新	折	あり						
		階	定員	室数				面積				
	<b>→</b>	1階	1人	9		13. 12	2 m²	~	,	16. 42	m²	
居	<u> </u>	2階	1人	20		13. 12	2 m²	$\sim$	,	16. 42	m²	
		3階	1人	20		13. 12	2 m²	~	······································	16. 42	m²	
		階	定員	室数				面積				
一時介護室	護室						m²	~	,		m²	
							m²	$\sim$	······································		m²	
L		<u> </u>										

			便	所	全室あり	り						
			洗	面	全室あり	り						
			浴	室	なし							
居室内の	設值	備 等	冷暖房	設備	全室あり	り						
			電話[	可線	全室あり	り	(電話	機設置各	自、料金	負担も各	自	)
			テレビアン	テナ端子	全室あり	り	(テレ	ビ設置各自、	、放送契約	りと料金負担	も各	自 )
共 同	便	所	3	箇所		•		(	<del>- 1</del>	部男女共用	Ħ	)
共 同	浴	室	個浴:	2	-	大浴	ì槽:	0	機	械浴:	2	
<b>兴</b> 的	YD.	±.	併設施設	との共用	なし	(						)
食		堂	兼用	あり	(		機	能訓練室、	多目的	スペース		)
Į.		±.	併設施設	との共用	なし	(						)
その他の共	エントランスホール、食堂(多目的スペース兼用)、 その他の共用施設 あり (機能訓練室、健康管理室、応接室、喫煙室、事務室、 トイレ、エレベーター、駐車場						)					
エレベー	- タ	Ţ	あり	1	基							
消防	設	備	自動火災	報知設備	: あり	火災	(通報装	置: あり	<b>ノ</b> スプ	リンクラー	<del>-</del> :	あり
緊急呼出	出装	置	居室:	あり	便所:	₽.	5 4)	浴室: -	一部あり	脱衣室:	—	事あり

種別の従業者の人数及びその勤務形態									
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態									
職種 実人数	常	勤	非常勤			常勤換算	兼務状況 等		
似性 美八級	専従	非専従	専従	非専従	合計	人数	来伤 <u>伙</u> 。		
管理者 (施設長)	1				1人	1.0			
生活相談員	1				1人	1.0			
看護職員:直接雇用	1	1	1		3人	0 1 144.44=111.4+	機能訓練指導員兼務		
看護職員:派遣					0人	2. 1	<b>饭</b> 肥訓粿拍导貝苯務		
介護職員:直接雇用	18		1		19人	18. 6			
介護職員:派遣					0人	10. 0			
機能訓練指導員		1			1人	0. 1	看護職員兼務		
計画作成担当者	1				1人	1. 0			
栄養士					0人		(外部委託)		
調理員					0人		(外部委託)		
事務員	1				1人	1.0			
その他従業者			6		6人	2. 4			
	当ホームの常勤の従業員が勤務すべき 時間数(所定労働時間)は、月ごとに 設定しています。								
② 1週間のうち、常	勤の従業	数	・28日の月=160時間/月 ・29日の月=160時間/月 ・30日の月=168時間/月 ・31日の月=176時間/月						

③-1 介護職員の資	格							
資格 延べ 人物	常	勤	非常	常勤				
人数	専従	非専従	専従	非専従				
介護福祉士	13		1					
実務者研修								
介護職員初任者研修	5							
介護支援専門員								
たん吸引等研修 (不特定)								
たん吸引等研修 (特定)					/			
資格なし								
③-2 機能訓練指導	員の資格	•	-	-				
次均延べ	常	常勤		常勤				
資格人数	専従	非専従	専従	非専従				
理学療法士								
作業療法士								
言語聴覚士								
看護師又は准看護師		1						
柔道整復師								
あん摩マッサージ指圧師					/			
はり師又はきゅう師								
③-3 管理者(施設	長) の資	<u></u> 格			介語	護福祉士		
④ 夜勤·宿直体制								
配置職員数が最も少	ない時間を	<b></b>	20 時	00 分·	~ 7	7 時 00	<del>分</del>	
上記時間帯の職員配	置数		介護職員	2 人	以上	看護職員	0 人以上	
⑤ 特定施設入居者生	活介護の	従業者の人	数等		1) と 同	じのため記え	入省略	
<b>歌</b> 種 タレ粉	常	勤	非常	常勤	Λ <b>⇒</b> Ι.	常勤換算	来交价加	
職種 実人数	専従	非専従	専従	非専従	合計	人数	兼務状況	
生活相談員					0人			
看護職員					0人			
介護職員					0人			
/ 1 HX 1797/27								
機能訓練指導員					0人			
機能訓練指導員	格			(3	0人	: 同じのため詞	記入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資	1	· 勤	非洋	常勤	0人	:同じのため詞	記入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資	1	勤非専従	非常事從		0人	こ同じのため言	記入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 ※ な	常	ı		常勤	0人	こ同じのため記	记入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 資格 延べ 人数	常	ı		常勤	0人	こ同じのため言	记入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 資格 延べ 人数 介護福祉士	常	ı		常勤	0人	: 同じのため言	记入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 資格 延べ 人数 介護福祉士 実務者研修	常	ı		常勤	0人	こ同じのため記	記入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 資格 延べ 人数 介護福祉士 実務者研修 介護職員初任者研修	常	ı		常勤	0人	こ同じのため記	记入省略	
機能訓練指導員 計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 資格 延べ 人数 介護福祉士 実務者研修 介護職員初任者研修 介護支援専門員	常	ı		常勤	0人	:同じのため記	記入省略	

	⑤-2 機能訓練指導	[員の資	格				3	)-2と同	じのため	記入省略	
	資格 延べ		常勤			非常勤	J				
	人数	専従	き 非	専従	専領	告 非	専従				
	理学療法士										
	作業療法士										
	言語聴覚士										
	看護師又は准看護師										
	柔道整復師										
	あん摩マッサージ指圧師										
	はり師又はきゅう師										
	⑤-3 看護職員及び	介護職	員1人	当たり	(常勤	协換算)	の利用	月者数		2. 1	人
従	業者の職種別・勤続年	数別人数	数(本	事業所	におけ	る勤続	年数)				
	勤続 職種	看護	職員	介護	職員	生活村	相談員	機能訓練	東指導員	計画作用	成担当者
	年数年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1年未満										
	1年以上3年未満		1	3							
	3年以上5年未満	1		5							

## 4 サービスの内容

10年以上

5年以上10年未満

合計

提供するサービス							
食事の提供サー	ビス	あり ( 委託 )					
食事介助サービ	ス	あり					
入浴介助サービ	ス	あり					
排せつ介助サー	ビス	あり					
口腔衛生管理サ	ービス	あり					
居室の清掃・洗	濯サービス等家事援助サービス	あり					
相談対応サービ	ک	あり					
健康管理サービ	ス(定期的な健康診断実施)	あり					
服薬管理サービ	ス	あり					
金銭管理サービ	ス	なし					
定期的な安否 確認の方法	・各居室及び共用施設(トイレ)にナース ・職員が夜間も含み居室を適宜巡回します						
施設で対応で きる医療的ケ アの内容	看護職員の勤務時間内は、以下のケアが対 在宅酸素(HOT)・ペースメーカー・経管栄 ストーマ・インスリン・褥瘡・吸引・麻薬 その他(相談による) ※症状によっては対応できない場合もあり	養(胃ろう・腸ろう)・尿管留置 変投与(内服薬・外用薬のみ)・					

医排	医療機関との連携・協力									
		名称	医療法人社団 康明会 康明会ホームケアクリニック							
		診療科目	内科							
		所在地	東京都日野市日野1451-1 シルバービレッジ日野クリニックビル1F							
		別土地	ホームまでの距離:3.3km 所要時間:車で約10分							
		急変時の相談	炎対応 あり 事業者の求めに応じた診療 あり							
	協力医療機関(1)	協力の内容	訪問診療、健康指導、医療相談、適正な医療機関への紹介							
		費用負担	通院時の介助及び入退院時の移動の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。							
		名称	医療法人社団交鐘会 あおぞら在宅診療所多摩							
		診療科目	内科							
		所在地	神奈川県川崎市麻生区五力田2-2-1メイヒルズ205							
		別1土地	ホームまでの距離:12km 所要時間:車で約30分							
	協力医療機関(2)	急変時の相談	炎対応 あり 事業者の求めに応じた診療 あり							
		費用負担	通院時の介助及び入退院時の移動の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。							
		名称	医療法人社団コンパス コンパス歯科クリニック立川若葉町							
		診療科目	歯科							
		所在地	東京都立川市若葉町1丁目9番地1グリーン・クレスト103							
		1211III	ホームまでの距離:12.7km 所要時間:車で約33分							
		協力の内容	訪問診療							
		費用負担	通院時の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。							

介護保険加算サービス等						
個別機能訓練加算	なし					
夜間看護体制加算	あり(II)					
看取り介護加算	あり(I)					
協力医療機関連携加算	あり					
認知症専門ケア加算	なし					
サービス提供体制強化加算	あり(I)					
介護職員等処遇改善加算	あり(I)					
入居継続支援加算	なし					
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし					
生活機能向上連携加算	なし					
若年性認知症入居者受入加算	あり					
ADL維持等加算	なし					
科学的介護推進体制加算	あり					
高齢者施設等感染対策向上加算	なし なし					
生産性向上推進体制加算						
口腔・栄養スクリーニング加算	あり					
退院・退所時連携加算	あり					
退去時情報提供加算	あり					
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし					
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可					
川用者の個別的な選択によるサービス提供	あり					
<b>軍営懇談会の開催</b>	あり	(年	2	回予定)		
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置						
貴貴によるショートステイ事業	なし	_				

# 入居に当たっての留意事項

	年齢	原則65歳以上の方
	要介護度	自立・要介護・要支援
1 F O S /4	医療的ケア	当ホーム内で恒常的に医師の治療を受けることを必要と しない方
入居の条件 	認知症	可
	その他	・複数入居による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ・著しい自傷他害の恐れがない方 ・入居契約書に定めることを承諾し、ニチイケアパレスの 運営方針に賛同できる方

	T.
身元引受人等の条 件、義務等	【入居契約書「身元引受人」条項より】  1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。  2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとします。  3. 身元引受人は、より元引受人を複数人をあることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数さるものとは、そのうちの一人をお客様の監偶者とすることがで必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。  4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。  5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。  6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。  7. ニチイケアパレスは、複数人の身元引受人を定めることを要求することができるものとします。  8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はそのうちの一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパレスは、本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元引受人に対して履行すれば足りるものとします。
体験入居	利用期間 7泊8日まで 利用料金 1泊2日 11,000円(うち消費税1,000円) その他 内訳:家賃、管理費、食費(3食)、介護費
入院時の契約の取扱 い	<ol> <li>入院期間中も月額利用料のうち管理費及び家賃相当額、厨房管理費はお支払い頂きます。</li> <li>協力医療機関への入退院、通院にかかる費用はサービスに含まれます。</li> <li>入院治療に係る費用はお客様の負担になります。</li> <li>入院期間中も居室利用権は存続し、ホームの都合で居室を使用・変更することはありません。</li> </ol>
やむを得ず身体拘束 を行う場合の手続	ホーム内に設置の身体拘束廃止委員会にて、切迫性・非代替性・一時性、 実施方法(時間帯、期間等)について協議し、その検討記録を保存します。 身体拘束実施の前後においては、お客様又は身元引受人等に理由を説明 し、また、その理由及び一連の経過を記録して、お客様又は身元引受人等 に速やかにご報告いたします。また、実施後は速やかな解除に努めます。

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にも かかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合
- ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を 告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼関係に支 障をきたした場合
- ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、かつニ チイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制では対応が困 難であると判断した場合
- ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過しても 退院できないことが明らかな場合
- ⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわたって ホームを離れることが明らかな場合
- ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、法令又は本契約の条項に違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合
- ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと判断した場合
- ⑨地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって 継続的なホーム運営が困難になった場合
- ⑩前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼関係に 支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレスが適切な サービスの提供を継続できないと判断した場合
- ①本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が 判明した場合又は本契約締結後にお客様、身元引受人、返還金受取人が 反社会的勢力に該当する者となった場合
- 2. ニチイケアパレスは、前項に基づき本契約を解除するためには、次に 掲げる手続きを経るものとします。
- ①前項第①号、第②号、第②号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の 催告期間を要するものとします。
- ②前項第③号乃至第⑥号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。
- ③お客様の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、お客様、そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確保について協力するものとします。
- ④前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、 医師の意見を聴くものとします。

事業者からの契約解 除

-時介護室への	多動なし
判断基準·引	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
利用料金の変	更
前払金の調整	
従前居室との の変更	仕様
<del></del> その他の居室へ	 D移動 あり
判断基準・ヨ	1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合には、お客様の居室を変更することがあるものとします。 なお、利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居室(兼介護居室)への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更又は当初の居室と比較し面積が増減することがありますが、入居金の償却に関する変更は無く、入居金の返金等の調整及び費用の調整は行わないものとします。 2. ホームは、前項の居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとします。 ① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるものとします。 ② お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。
利用料金の変	更 なし
前払金の調整	なし
従前居室との の変更	仕様 あり (構造もしくは仕様の変更)
是携ホーム等へ	を転居 あり ニチイケアパレスが運営する全ニチイホーム
	1. お客様はニチイケアパレスに転居を申し出ることによりニチイケアパレスが運営する他の介護付有料老人ホームに転居することができます
判断基準· 手	<ol> <li>原則、ニチイケアパレスから転居を申し出ることはありませんが、以下の各号に該当するような場合には、お客様に対し助言をする事があります。</li> <li>(1) 身元引受人等の引越し等により生活に支障をきたす場合</li> <li>(2) 特定疾患があり現在入居中のホームでは通院するのに不便な場合</li> <li>(3) その他、お客様の生活環境の低下を招く恐れがある場合など</li> <li>3. 本規程に基づき転居をする場合には、現在の利用権は転居先のホームの利用権に移行します。</li> <li>4. 転居の手順について</li> <li>(1) お客様が転居を希望される場合は、ニチイケアパレスに申し出るものとします。</li> <li>(2) 転居の申し出があった場合、ニチイケアパレスが転居を希望されるホームの運営状況などの理由により転居できない場合がある事をお客様は予め同意するものとします。</li> <li>(3) 転居が可能である場合、ニチイケアパレスとお客様は転居先のニチイホームで改めて入居契約を締結し、以後サービス内容や入居に関する費用等の入居に関する取扱いは転居先ホームの入居契約に従うものとします。</li> </ol>

		前払金の調整	転居に伴う入居金の取り扱いについては、管理規程別表区に基づくものとします。				
		従前居室との仕様 の変更	あり(構造もしくは仕様の変更)				
苦	情玄	才応窓口					
	窓	口の名称1	お客様相談室				
	電話番号 0120-82-6501						
	対応時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)						
窓口の名称 2 ホーム内の窓口:担当者 ホーム長(管理者)							
		042-599-3131					
		対応時間	9:30 ~ 17:30 ( 担当者勤務日 )				
	※事情により即時に対応できない場合があります ※また、ホーム内に[意見箱]を設置しています。ご意見・ご要望等が ありましたら、所定用紙にご記入の上随時ご投函ください。 ※ホーム及び本社での解決が難しい場合は、次の行政機関の窓口に 相談することができます。						
	窓	口の名称3	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口				
		電話番号	03-6238-0177 (苦情専用)				
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)				
	窓	口の名称4	日野市 高齢福祉課介護保険係				
		電話番号	042-585-1111 (内線2431から2433)				
	対応時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)						
賠	償責	賃任保険の加入	あり 保険の名称: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社				
利	用者	<b>音の意見を把握する</b>	る体制、第三者による評価の実施状況等				
	ア	ンケート調査、意見	箱等利用者の意見等を把握する取組 あり				
	東	京都福祉サービス第	三者評価の実施 なし 結果の公表 なし				
	そ(	の他機関による第三	者評価の実施 なし 結果の公表 なし				

### 5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平	均年	龄:	8	8. 7	歳		入居	居者数位	合計:	4	48 人		
	年齢	介護度	自立	要	支援1	要	支援 2	要	介護1	要	介護 2	要介護3	要	介護4	要介護 5
	65歳未満											-			
	65歳以上75	歳未満													
	75歳以上85	歳未満			1				5		1	-		2	1
	85歳以上				2		1		7		8	(	3	10	2
	合計		0		3		1		12		9	8		12	3
入	<b>吉継続期間別入</b> 周	<b>号者数</b>													
	入居期間		6月未	満	6月以 1年未		1年以 5年未		5年以 10年未		10年以 15年末		以上		合計
	入居者数			5		4		31		5		0	3		48
男	女別入居者数		男性:			12	人		女性:			36 人			
入	書率(一時的にオージャングライン	下在となっ	ている	者を	を含む。	, )			98	%	(定員	に対する	入是	居者数)	

直道	近1年間に退去した者の人	数と理由		
	理由	人数	理由	人数
	自宅・家族同居	0	その他の福祉施設・高齢者住 宅等へ転居	
	介護老人福祉施設(特別養護者人ホーム)へ転居	0	医療機関への入院	

# 介護老人保健施設へ転居 0 死亡 7 介護療養型医療施設へ転居 0 その他 0 他の有料老人ホームへ転居 0 退去者数合計 7

0

0

### 6 利用料金

入居準備費用 なし			円
	明内細訳		
	支払日・支払方	法	
	解約時の返還		
敷	金	あり	(料金プランが月払いプランの場合のみお預かりいたします。)
	金額		500,000 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

### 家賃及びサービスの対価

				(内訳)					
	プランの名称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費	
	月払いプラン	0	340, 900円	210, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(75歳以上の方)	4, 800, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
,	標準プラン(74歳の方)	5, 760, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
個	標準プラン(73歳の方)	6, 720, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
-	標準プラン(72歳の方)	7, 680, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(71歳の方)	8, 640, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(70歳の方)	9, 600, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
短	期利用特定施設入居者生活介護	_	下記参照	_	_	_	_	-	

月額単価 ( 56,000 円) × 想定居住期間 ( 60か月 ) + 1,440,000円 により算出 ※標準プラン (個室・75歳以上の場合)

<入居金の計算例>【標準プランの方(個室・75歳以上)】

4,800,000円 = 56,000円※1 × 60ヶ月※2+ 1,440,000※3

- ※1 1ヶ月分の前払家賃相当額(初回月のみ-円)
- ※2 想定居住期間
- ※3 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてお客様より受領する額

1ヶ月分の前払家賃相当額(円)× 想定居住期間(月数)+ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(入居金30%の額)

1ヶ月の家賃相当額のうち、一部を入居金としてお支払いいただく額となります。

■1ヶ月分の前払家賃相当額(各年齢共通)

前払金

個室 56,000円 (初回月のみ — 円)

ĺ		(月額単価の説明)
		1ヶ月分の前払い家賃相当額
		(想定居住期間の説明)
		想定居住期間は、入居している又は入居することが想定される入居者の入居後の各年経過時点 での退去率をもとに、居住継続率が概ね50%となるまでの期間を考慮して、契約開始日時年齢帯 毎に下記のとおり定めています。
各料金の内訳		<ul> <li>◎70歳・・・・・120ヶ月(10年)</li> <li>◎71歳・・・・・108ヶ月(9年)</li> <li>◎72歳・・・・・96ヶ月(8年)</li> <li>◎73歳・・・・・84ヶ月(7年)</li> <li>◎74歳・・・・・72ヶ月(6年)</li> <li>◎75歳以上・・・60ヶ月(5年)</li> <li>※70歳未満の方はご相談ください。</li> </ul>
! 明		(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてお客様より受領する額の説明)
細		入居者の入居時の年齢、性別、入居・退去データにより、入居金の30%と定めています。
	家賃	【標準プラン】 85,000円(非課税) 【月払いプラン】 210,000円(非課税) 本物件周辺の賃貸住宅の価格を基に、当ホームの面積・定員・初期投資等を考慮して算定して います。
	管理費	【管理費】55,000円(非課税) 施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、水道、下水、環境衛生費等
	介護費用	【生活サポート費(自立の方のみ)】88,000円(うち消費税等8,000円) 自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介護又は 要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。
		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
		朝食 319 円・昼食 484 円・夕食 407 円 間食 (昼食に含む) 円
		1日当たり 1,210 円 × 30日で積算
		食 費 75,900 円 (うち消費税等6,900円) ※当施設では食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。
		(食費内訳)
	食費	食材費 36,300 円など
		厨房管理運営費 39,600 円など
		(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)
		3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 
		朝食 319円(うち消費税等29円) 昼食 484円(うち消費税等44円) 夕食 407円(うち消費税等37円)
	光熱水費	なし(管理費に含む)

短期利用特定施設入居者生活介護の利用料 (内訳) (内訳)	単位:円
プランの名称 (前払金) 1日の利用料 居住費 介護費用 食 す (税込)	
短期利用 0 5,530 3,000 0 2,5	30 0
・最大30日までの利用が可能 ・介護保険要介護認定が要介護の方のみ利用が可能 ・介護保険のサービス利用料金は、別途かかります。 ・費用の詳細、支払方法等については、入居契約書別表VII「費用一覧表」のとお	3 9
前払金の取扱い	
大居に際して、お客様は入居契約書に定める入居金(老人福祉法第29条第61 支払日・ 支払方法 支払方法 人居に際して、お客様は入居契約書に定める入居金(老人福祉法第29条第61 ホームの設置者による受領が禁じられている「権利金その他の金品」には該当 を、契約締結日の翌日を起算日とし、7日以内にニチイケアパレスに支払うもの 但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内に到来する場合に 始日までにニチイケアパレスに対して支払うものとします。	しません。) のとします。
償却開始日 <b>契約開始日</b>	
あり 1,440,000円~2,880,000円 返還対象とし ※契約開始時年齢により異なります。	
ない額 位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入所 入居者の家賃等に充当	居継続した
想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、入居日の翌日から起算過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又は口によき返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約します。  イ 契約終了日が月の初日の場合 返還金= (入居金×70%)ー {(償却開始月の前払家賃相当額)+ (1ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から契約終了月前月まで月数)}  ロ 契約終了日が月の初日でない場合 返還金= (入居金×70%)ー [(償却開始月の前払家賃相当額)+ (1ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から契約終了月前月までの数)+ {(1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30) × (契約終了月の初日から起算して契約終了日の前日までの日数)}]※1円未満の端数切捨て	り算出した額 的終了月」と の

		期間:3か月 起算日:入居した日
		【一時金方式の場合】
	短期解約(死 亡退去含む)	返還する入居金の額= (受領済みの入居金全額) - (日割家賃※1 × 契約開始日から起算して契約 終了日までの日数※2)
	の返還金の算 定方式	※1 日割家賃=1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30(1円未満の端数切捨て) ※2 契約終了日より居室明渡し日が遅い場合は居室明渡し日までの日数
		【標準プラン各居室の日割家賃の額(各年齢共通)】
		個室 標準プラン 1,866円
	返還期限	契約終了日から 原則 90 日以内
	保全措置	あり 保全先:みずほ信託銀行株式会社
	その他留意事 項	入居金の保全については、みずほ信託銀行株式会社と「前払金分別信託契約」を交 わし保全しています。
月~	預利用料の取扱レ	``
	支払日・ 支払方法	(1)支払時期 月額利用料等の支払い時期については、次のとおりとします。 ① 家賃・管理費・食費 当月分について前月27日までにお支払いいただきます。 但し、入居を開始した月及びその翌月の家賃・管理費・食費については ニチイケアパレスが別途指定した日までにお支払いいただきます。 ② 生活サポート費 ・自立(介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。 ・「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。 ・当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 ③ 介護保険給付対象外費用 当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 ④ ニチイケアパレスが立替えた実費等(医療費等含む)の精算 当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 但し、手続き等により遅れて請求になる場合があります。 (2)支払い方法 ① 支払い方法 ① 支払いは、お客様があらかじめ指定した口座から自動引き落としといたします。 ② 引き落とし日は、毎月27日(該当日が銀行休業の場合は翌営業日)とします。
	その他留意事 項	(1)食費の返金 欠食された分の食費(食材費)は、翌々月(例:1月の食事を欠食した場合 は3月)に引き落とし口座へ返金いたします。 (2)請求書及び領収書の送付 当月お支払いいただく費用の請求書及び前月引き落としが完了した費用の 領収書を、毎月15日に発行し、翌営業日に発送いたします。

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。 (1) 介護保険サービス費(介護費) ※1ヶ月30日利用の場合

○基本分 要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	年6月1日現在 3割負担分
要支援1	183単位/日	58,633円	5,864円	11,727円	17,590
要支援 2	313単位/日	100, 285円	10, 029円	20,057円	30, 086
7.7	542単位/日				52, 097
要介護 1 要介護 2		173,656円	17, 366円	34,732円	
	609単位/日	195, 123円	19,513円	39,025円	58, 537
要介護 3	679単位/日	217, 551円	21,756円	43,511円	65, 266
要介護 4	744単位/日	238, 377円	23,838円	47,676円	71, 514
要介護 5	813単位/日	260, 485円	26, 049円	52,097円	78, 146
○加算分	224 11 364	A	-t-1 t- 1 1)		蒦1∼5のみ適
要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担分
夜間看護体制加算※					
(I)	18単位/日	5,767円	577円	1,154円	1,731
( II )	9単位/日	2,883円	289円	577円	865
個別機能訓練加算					
(I)	12単位/日	3,844円	385円	769円	1, 154
( II )	20単位/月	213円	22円	43円	64
協力医療機関連携加算	•				
協力医療機関が要件を満たす場合	100単位/月	1,068円	107円	214円	321
上記以外の場合	40単位/月	427円	43円	86円	129
退院・退所時連携加算※	30単位/日	9,612円	962円	1,923円	2,884
退去時情報提供加算	250単位/回	2,670円	267円	534円	801
入居継続支援加算※					
(I)	36単位/日	11,534円	1, 154円	2,307円	3, 461
( II )	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2, 115
生活機能向上連携加算					
(I)	100単位/月	1,068円	107円	214円	321
( II )	200単位/月	2,136円	214円	428円	641
科学的介護推進体制加算	40単位/月	427円	43円	86円	129
ADL維持等加算※	-	•			
(1)	30単位/月	320円	32円	64円	96
(	60単位/月	640円	64円	128円	192
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	38, 448円	3,845円	7,690円	11,535
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	213円	22円	43円	64
サービス提供体制強化加算		1			
(I)	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2, 115
(11)	18単位/日	5, 767円	577円	1,154円	
l l				-	1,731
	6単位/日	1,922円	193円	385円	577
認知症専門ケア加算					
(I)	3単位/日	961円	97円	193円	289
( II )	4単位/日	1,281円	129円	257円	385
				注)	1日あたりの
看取り介護加算(I)※ 注)		760HI	77円	154円	231
看取り介護加算(I)※ 注) a 死亡日以前45~31日	72単位/日	768円	( (   1	10.11	
a 死亡日以前45~31日					
	72単位/日 144単位/日 680単位/日	1,537円 7,262円	154円 727円	308円 1,453円	462 2, 179

生産性向上推進体制加算									
( I	) 100単位/月	1,068円	107円	214円	321円				
( 11	10単位/月	106円	11円	22円	32円				
高齢者施設等感染対策向上連携加算									
( I	10単位/月	106円	11円	22円	32円				
( 11	5単位/月	53円	6円	11円	16円				
新興感染症等施設療養費				注)	1日あたりの額				
	240単位/日	3,563円	257円	513円	769円				
介護職員等処遇改善加算									
( I	)		月間所定	単位数に12.8%	を乗じた単位数				
( 11	.)		月間所定	単位数に12.2%	を乗じた単位数				

- ・ 当ホームの介護保険サービス費(介護費)は、1単位=10.68円(3級地)です。
- ・ 介護費は、(介護費の単位)×(1単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨て。
- ・ 続いて法定代理受領相当分を、1割負担分の場合は介護費の9割、2割負担分の場合は介護費の8割、3割負担分の場合は介護費の7割でそれぞれ求め、小数点以下切り捨て。
- 1割、2割又は3割負担分の額は、介護費から上記により求めたそれぞれの法定代理受領相当分を差し引いた額となります。
- ・ 実際の介護費は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。
- ・ 加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。
- ・ 償還払いの場合には、法定代理受領相当分に関して、ご自身で市区町村への手続きが 必要です。
- 消費税は非課税です。
- ※負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。
- (2) 生活サポート費 1人当たり 88,000円(うち消費税等8,000円)
- ※自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介 護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただき ます。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

### 料金改定の手続

入居契約書「費用等の改定」条項に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価 指数及び、人件費等、関連法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案するものとします。

### 【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称 一時金方式・標準プラン								
			単位:円					
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料					
0	0	4, 800, 000	215, 900					
※利用者の個別的な選択	による生活支援サービス	利用料及び介護保険サービスの É	   己負担額は含まない。					

### 7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	公開していない
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目に ついて説明を受け、理解しました。								
	年	月	日					
署名								

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・B	氏名		
職			
署名			

### 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該当に〇	)	備考
安	定的・継続的な居住の確保のための項目				
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合		○ 不適合	その他の抵当権の設定があります。
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	<ul><li>不適合</li></ul>	非 • 該 当	不動産管理業者を介した転貸借契約
緊	急時の安全確保のための項目				
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合	•	不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合	•	不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコー ル等緊急呼出装置を設置しているか。	適合	•	〇 不適合	浴室・脱衣室の一部に設置なし。 緊急呼出装置の設置のない浴室の使用時には 必ず介護職員が見守り、介助等を行います。
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	不 · 適 合	非 ・ 該 当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		不適合	
ᄾ	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目				
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合		不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合	•	不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合	•	不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合		不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録 を作成することが決められているか。	適合	•	不適合	
入	居者の財産を保全するための項目				
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	不 ・ 適 合	非 · 該 当	保全先:みずほ信託銀行株式会社
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	<ul><li>○ 不適合</li></ul>	• 該	初期償却率:30%(一時金方式の場合) 初期償却0の支払い方式(月払い方式)もご用意 しています。お客様は、ご希望の支払い方式を選 択できます。
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	不 · 適 合	非 ・ 該 当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

# 介護サービス等の一覧表

	自	<u> </u>	要支持	<b>爰1・2</b>	要介記	€1∼5	
介護を行う場所	一般居室(氵	兼介護居室)	一般居室(氵	東介護居室)	一般居室 (兼介護居室)		
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費 (介に で き か サービス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ交換	_	—	適宜対応	_	適宜対応	—	
〇おむつ代	_	実費	_	実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回	—	
• 清拭	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
○身辺介助							
• 体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	注1
・協力医療機関等 以外	—	別途費用 負担		別途費用 負担	—	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	_	
• 受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	—	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	—	週2回		
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○理美容	_	実費	_	実費	_	実費	
○買物代行	週1回	—	週1回	—	週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	

	自	<u> </u>	要支持	要支援1・2		€1∼5	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費) サービス カービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)		年2回 実費		年2回 実費	—	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担		別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注6
<その他サービス>		. I. das s		o London S		. I . <del>. l .</del> .	
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具	_	—	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。